

総務省令改正（案）に関する意見（案）

令和3年3月23日
郵政民営化委員会事務局

【概要】

- 新しい「過疎法」が、令和3年4月1日の施行を想定して、現在国会で審議中。これに伴い、郵便局の設置基準を定める総務省令の中の「過疎法」を引用している規定を改正する必要がある。
 - 郵政民営化法に基づき、当該改正の案について当委員会に意見を求められているが、今回の改正によって、
 - ①過疎地から外れる地域（7市町村41局）については、過疎地とみなし、引き続き、郵便局ネットワークの水準を維持することとなること
 - ②新たに過疎地となる地域（16市町村61局）については、郵便局ネットワークの水準を維持することとなるものの、現在の郵便局数や設置場所の維持まで求めるものではなく、郵便局ネットワーク支援のための交付金・拠出金制度もあること
- から、当委員会に示された案のとおり改正することが適当である旨の意見を出すこととしたい。

（詳細は次ページ以降）

○ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「現・過疎法」という。）が令和3年3月31日をもって失効することから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新・過疎法」という。）が、令和3年4月1日の施行に向けて国会において審議されている。

○ 新・過疎法では、長期の人口減少率の基準年の見直しや、財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和などが行われる。

※現・過疎法では817団体が過疎地域として公示されているが、新・過疎法では、45団体が過疎地域から外れる一方、新たに48団体が過疎地域に公示され、過疎地域は820団体となる見込み。

○ 日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第6条（郵便局の設置）に規定する総務省令は、現・過疎法を引用しており、新・過疎法の施行に伴い、これを改正する必要があるところ、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第91条は、当該総務省令を改正しようとするときは、当委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

○ この規定は、総務大臣が郵便局の設置にかかる基準を改正する場合、「利用者の利便性の確保」と「経営の自由度の確保」の適切なバランスを保ちつつ、郵政民営化を円滑に推進する必要があることから置かれたものであると考えられる。

○ さらに、平成27年5月の「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見の報告」においては、「郵便局の設置に関する法令上の義務について、現在の郵便局数や設置場所を固定的に維持することが必須であると厳格に考えることは適切ではなく、むしろ、そのことが地域の利便性の低下を招くこともあり得る。地域の状況の変化に柔軟に対応し、適正な配置や必要な機能の提供を考えていくことが重要である。」としている。

(前ページより続く)

○ このため、こうした観点を踏まえて以下検討する。

(利用者の利便性の確保)

- ① 過疎地から外れる地域（7市町村41局）については、日本郵便株式会社施行規則（平成19年総務省令第37号）平成24年改正省令附則第4条により、過疎地とみなすこととされており、引き続き郵便局ネットワークの水準を維持する旨の規定が適用されることとなる。
- ② また、いわゆる「駆け込み廃止」も見られていない（令和3年1月から3月までの廃止（予定を含む）はなし）。

(経営の自由度の確保)

- ・ 新たに過疎地となる地域（16市町村61局）については郵便局ネットワークの水準を維持することとなるが、現在の郵便局数や設置場所を固定的に維持するのではなく、地域の状況の変化に柔軟に対応し、適正な配置や必要な機能の提供を検討することに加え、郵便局の新設を求めるものではなく、また郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度もあることから、過度の負担になるとは認められない。

○ 以上の点から、今回の省令改正は、郵政民営化の円滑な推進の観点から問題ないと認められることから、総務省から示された改正案のとおり改正することが適当である旨の意見を出すこととしたい。

参照条文

【郵政民営化法（抄）】

（民営化委員会の意見の聴取）

第九十一条 総務大臣は、日本郵便株式会社法第六条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

【日本郵便株式会社法（抄）】

（郵便局の設置）

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 （略）

【日本郵便株式会社法施行規則（抄）】

（郵便局の設置基準等）

第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所（関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。

二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。

三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

参照条文（続き）

【日本郵便株式会社法施行規則（抄） 続き】

3～4 （略）

5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された地域
- 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

附 則 （平成二四年七月三〇日総務省令第七八号）（抄）

（郵便局株式会社法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）の施行の日に過疎地に該当していた地域及びその日後に該当することとなった地域は第二条の規定による改正後の日本郵便株式会社法施行規則第四条第二項第三号の規定の適用については、同号に規定する過疎地とみなす。この場合において、平成二十四年改正法の施行後に過疎地に該当することとなった地域については、同号中「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際」とあるのは、「過疎地に該当することとなった時において」と読み替えるものとする。

【郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見の報告（平成27年5月）（抄）】

4 郵便局ネットワーク

したがって、郵便局の設置に関する法令上の義務について、現在の郵便局数や設置場所を固定的に維持することが必須であると厳格に考えることは適切ではなく、むしろ、そのことが地域の利便性の低下を招くこともあり得る。地域の状況の変化に柔軟に対応し、適正な配置や必要な機能の提供を考えていくことが重要である。郵便局については、利用者からその立地の不便さや駐車場の不足への不満の声がしばしば聞かれるところである。その意味では、最近の日本郵便の店舗戦略には評価し得るものが多い。今後ともこうした取組を積極的に進めることを期待したい。

(案)

(契印省略)

閣 郵 委 第 ※ ※ 号

令和 3 年 3 月 ※ ※ 日

総務大臣

武田 良太 殿

郵政民営化委員会

委員長 岩田 一政

(公印省略)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う
日本郵便株式会社法第6条第1項の規定に基づく省令案について（意見）

令和3年3月19日付け総情企第32号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

日本郵便株式会社法第6条第1項の規定に基づく省令案については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。